

上武大学経営情報学部紀要

Joubu Daigaku Keiei Jouhou Gakubu kiyou

Bulletin of Faculty of Management Information Sciences, Jobu University

第 38 号

2013 年 12 月

上 武 大 学

目 次

論文

製造業支援ポータルサイトにおけるサイト改善提案と効果測定：

「いせさきものづくりネット」のアクセス解析をもとに 樽井 勇之 1

論文

現代世界経済における資本の過剰化・グローバル化・究極化について

..... 松崎 昇 25

Paper

The Potential of Japan's Hyper-aged Society

..... Jerre BUSH 51

上武大学紀要規程

平成24年7月20日

(編集及び発行)

第1条 上武大学(以下「本学」という。)は本学ビジネス情報学部、経営情報学部及び看護学部(以下「各学部」という。)に所属する教員相互の、及び他の教育研究機関との学術研究の推進及び交流を図るため、各学部長を編集兼発行人として、各学部紀要(以下「紀要」という。)を編集し、発行する。

2 紀要の発行は、パッケージ系電子出版物(CD-ROM、DVD等の有形の媒体に情報を固定した出版物をいう。)によるものとする。

(担当)

第2条 各学部の教学委員会は、紀要に関することを審議する。

2 各学部の教学委員は、紀要の編集業務を処理する。

3 各学部の教学委員長は、編集主査として、紀要の編集業務を管理する。

(査読)

第3条 紀要への投稿原稿(以下「原稿」という。)は、編集主査が委嘱した査読者によって審査される。

2 前項に規定する審査は、倫理的配慮に係る事項を含むものとする。

3 審査基準については別に定める。

(掲載の可否)

第4条 編集主査は、編集兼発行人の承認により、査読者による審査を経た原稿の掲載の可否を決定する。

(公表)

第5条 掲載が決定した原稿は、第1条の規定による発行と前後して、公衆送信の方法で公衆に提示することにより、公表する。

(委嘱)

第6条 事業の円滑な遂行のため、編集発行業務の一部を上武大学伊勢崎キャンパス及び高崎キャンパス各事務室図書館司書課に委嘱する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、紀要の編集及び発行に関して必要な事項は別に定める。

上武大学経営情報学部紀要投稿規程

(第38号から適用)

1 投稿者の資格

著者（共著の場合は筆頭著者）は、次に掲げる者とする。

- 一 上武大学経営情報学部専任の教授、准教授、講師、助教及び助手
- 二 編集主査が認めた者

2 原稿の種類

原稿の種類は、論文、研究ノート、その他であり、各内容は次のとおりとする。

- 一 論文 研究・調査に関する原稿で、独創的な内容あるいは新しい事実を含むもの。
- 二 研究ノート 研究・調査に関する原稿で、一には該当しないが報告に値するもの。
- 三 その他 調査資料、報告、翻訳、書評その他編集主査が認めたもの。

3 使用言語

原稿の本文は、原則として、和文又は欧文とする。ただし、編集上支障がある場合、編集主査はこれを制限することができる。

4 原稿の長さ

原則として、原稿の長さに制限を設けない。ただし、編集上支障がある場合、編集主査はこれを制限することができる。

5 倫理規範

- (1) 原稿の内容は、原則として、上武大学経営情報学部紀要に掲載される前に他の出版物に発表されていないものに限る。
- (2) 人や社会集団を対象とする研究・調査、業務上の成果等については、「個人情報の保護に関する法律」、「ヘルシンキ宣言（世界医師会）」、「科学者の行動規範（日本学術会議）」等の主旨に沿い、然るべき倫理的配慮や安全管理措置が図られていなければならない。
- (3) 研究・調査、業務上の成果等については、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為をしない、他者との利益の衝突や公共性に配慮するなど、「科学者の行動規範（日本学術会議）」等の主旨に沿っていなければならない。

6 著作物の利用許諾

- (1) 原稿の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利をいう。以下同じ。）は、著作者に帰属するものとする。
- (2) 著作者は、上武大学に対して、原稿の著作権について国内外で無償で独占的に利用する権利（有償無償を問わず、上武大学がサブライセンスを行う権利を含む。）を許諾するものとする。
- (3) 著作者は、上武大学及び上武大学が利用を許諾した第三者に対し、著作者人格権を行使しない（二次的著作物が作成された場合においても適用する。）ものとする。
- (4) 著作者自身が原稿を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）には、上武大学の許諾を得ることを要しない。
- (5) 何人も、原稿を複製及び頒布（営利を目的としないものに限る。）する場合には、上武大学の許諾を得ることなく原稿を利用できるものとする。
- (6) 著作者は、上武大学の書面による事前の許諾なくして、原稿に係る一切の著作権の譲渡、移転、担保権の設定その他の処分を行ってはならないものとする。
- (7) 原稿の利用の結果について、上武大学は一切その責任を負わない。

7 執筆要綱

- (1) 原稿には、その種類に応じて、次の要素が含まなければならない。
 - 一 論文または研究ノート 標題、著者名、所属機関名、抄録、キーワード
 - 二 その他 標題、著者名、所属機関名
- (2) 前項の各要素は本文と同一の言語で記載し、英語による標題とローマ字表記の著者名を付記する。ただし、抄録及びキーワードは本文の言語又は国際的に広く通用する言語で記載する。所属機関名は、上武大学経営情報学部の場合は、記載を省略する。
- (3) 副標題を付ける場合は、標題と副標題をコロン（:）で区切る。英文標題は、先頭語の頭文字及びその他の語（冠詞、前置詞、等位接続詞及び不定詞の to を除く。）の頭文字を大文字にする。英文以外の欧文標題は、慣例の範囲内で同様とする。
- (4) 著者名のローマ字表記は、姓の文字のすべてと名の頭文字を大文字にし、姓名を略さずに原語の順（日本人の場合は姓名の順）で記載する。
- (5) 上武大学研究倫理委員会の審査対象であるものについては、同委員会の倫理審査証明を得た旨を、同委員会の審査対象以外で「5 倫理規範」に掲げる倫理的配慮等を要するものについては、具体的に行った当該配慮の内容を、本文中に明記しなければならない。
- (6) 原稿は A4 判用紙を使用し、手書きの場合は原稿用紙に、ワープロソフト等の場合は

十分な余白と行間をとって、作成すること。

- (7) 提出原稿は、用紙に書かれ、若しくは印字されたもの又はその複写とする。なお、原稿掲載決定後、原稿とあわせて、国立情報学研究所が行う情報提供サービスによる公開に必要な書誌データ及び電子媒体（CD、USB メモリー等、手書きの場合を不要）を提出する。
- (8) 和文原稿は、楷書・新仮名使い・新字体使用を原則とする。（ただし、固有名詞・引用文は例外。）
- (9) 和文原稿の句読点は、点（、）とマル（。）を用いる。
- (10) 傍点の位置は、縦書きでは当該文字の右側とし、横書きでは当該文字の上側とする。
- (11) 各節または各章には数字とともに標題をつける。
- (12) 本文中の数字は、横書きでは原則として、アラビア数字を用いる。ただし、熟語・成句・固有名詞・数の意味が全くないもの・化合物の名称等は漢数字を用いる。なお、桁数が多く、兆・億・万などの語を入れた方がよい場合は、これをあわせて用いる。
[例] 47 人、5 周年、40 代、第 12 巻、30.5%、4.5 倍、ニコライ 2 世、第 3 四半期、第 2 に、5.15 事件、約 20 人、14,5 人、100 枚前後、19-20 世紀、2 直線
[例] 第三者、一義的、遮二無二、一部分、十分条件、八百屋、八十八夜、二百十日、七五調、青二才、一足跳び、百日咳、二重橋、三途の川、一酸化炭素、四三酸化鉄
[例] 数十日間、数百キログラム、数百ページ、十何人、何千人
[例] 38 億 8823 万人、7 万 6000 人、1 万円札、33 万 5 千余名、
- (13) 図・表は本文とは別に作成し、本文中の右欄外に挿入希望箇所を明記すること。表の場合は表の上に、図の場合は別紙にまとめて通し番号と標題を付記する。
- (14) 注は、原則として論文等の末尾（引用または参考文献等の前）に一括して記入する。
- (15) 本文中の注は、当該箇所の右肩に 1)、2)のように、括弧付きの通し番号を付す。
- (16) 本文中で文献を引用する場合には、次のように著者名と発行年を記述する。
[例] 鈴木（2009）は、...と述べている。
[例] ...と考えている（鈴木、2009）。
文献の特定ページを引用する場合には、著者名、発行年、引用するページを記述する。
[例] （鈴木、2009、p.35-36）
- (17) 引用または参考文献等は、論文等の末尾に、筆頭著者名の五十音順、アルファベット順などに従って記入する。
- (18) 引用または参考文献等の書き方は、「科学技術情報流通技術基準 参照文献の書き方（SIST02-2007）」に従うものとする。なお、雑誌中の論文、単行本、ウェブサイト中の

記事の場合を以下に例示する。

一 雑誌中の論文1編

著者名. 論文名. 誌名. 出版年, 巻数, 号数, はじめのページ-おわりのページ.

[例] 高田寛. Web 検索サービスの法的諸問題. 情報管理. 2009, vol.52, no.5, p.267-275.

二 単行本1冊

著者名. 書名. 版表示, 出版社, 出版年, 総ページ数.

[例] 稲田英一. 麻酔への知的アプローチ. 第7版, 日本医事新報社, 2009, 616p.

三 ウェブページ中の記事1編

著者名. “ウェブページの題名”. ウェブサイトの名称. 更新日付. 入手先, (入手日付).

[例] 基礎科学力強化推進本部. “基礎科学力強化総合戦略”. 文部科学省. 2009-08-04.
http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1283596.htm, (参照 2009-09-15).

(19) なお、(14)～(18)については、研究分野に慣例のある場合は、それに従ってよい。

8 その他

- (1) 原稿の提出先は、上武大学高崎キャンパス事務室内の指定の場所とする。受付は随時行っている。
- (2) 編集主査は、原稿の修正及び原稿の種類の変更を投稿者に求めることがある。また、原稿中の字句等について加除修正を行うことがある。
- (3) 原則として、著者校正は1回とし、原稿変更・加筆は認めない。

以上

上武大学経営情報学部紀要

Joubu Daigaku Keiei Jouhou Gakubu kiyou
(Bulletin of Faculty of Management Information Sciences, Jobu University)

ISSN 1884-7307

第38号
2013年12月28日発行

編集主査 新井 健 司

編集兼発行人 栗原 信 征

編集発行 上 武 大 学

〒372-8588 群馬県伊勢崎市戸谷塚町634-1
TEL 0270-32-1010 (代)